

「民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に係る候補者推薦説明会」 における質疑等と本市の考えについて

1. 民生委員・児童委員活動について

Q

民生委員は様々な相談を受けるとあるが、どのような方が民生委員を頼りにし、民生委員は具体的にどのようなことをしているのか。

民生委員は、地域の皆様から「生活保護の相談はどこでしたらよいか」「一人暮らしで心配だ」などのご相談を受け、関係機関をご紹介いただくなどの活動をしていただいております。地域の皆様からも「定期的に声をかけてもらえるだけで元気になる」や、「身近に相談できる人がいることで安心できる」などのお声もいただいております。一人暮らしの高齢者や障害がおりの方、子育て中の父母など、民生委員を頼りにされている方は、地域にたくさんいらっしゃいます。

より具体的な相談内容をお知りになりたい場合は、校区推薦会の相談役である、民生委員の校区委員長にお尋ねください。

Q

校区福祉委員会と民生委員との関係性はどのようなものか。

「校区福祉委員会」とは、社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の内部組織として、社協とともに、「福祉のまちづくり」を進める目的で小学校区ごとに設けられた、住民主体のボランティア組織です。

「民生委員法」や「児童委員法」には、民生委員・児童委員（主任児童委員）が校区福祉委員会の活動を行うことについての規定はありません。一方で、日ごろの見守り活動等に役立てることや地域の方々との関係づくりの一環として、校区福祉委員会活動に関わるケースもあります。

Q

民生委員として活動する際にケガやトラブルに対する補償はあるのか。

民生委員・児童委員は、枚方市民生委員児童委員協議会が実施する「民生委員・児童委員活動保険」に加入するため、活動中のケガの補償や賠償責任の補償を受けることができます。また、活動中のトラブルがあった際には、枚方市民生委員児童委員協議会事務局が相談を受け、役員と共有し、対応策を考えるほか、市としても相談を受ける場合もあり、随時対応しております。

Q

60歳定年が社会情勢とともに延長され、現役の会社員の方が民生委員になるにあたって、会議が平日の日中帯の実施となると、ハードルが高い。会議日時を柔軟に対応できないか。

民生委員座談会を夜間開催した際に、従来の参加者と違う方にご出席いただいた実績もあるため、会議日時については枚方市民生委員児童委員協議会と相談しながら、検討してまいります。

可能な範囲で会議にはご出席いただきたいものの、仕事などでやむを得ず欠席となった場合でも、速やかに資料閲覧をしたいとの現役民生委員のお声を反映し、「民生委員なんでもサイト」を作成しました。会議を理由に民生委員になることができない方に対しては、この取組みもご紹介いただきたいと考えております。

2. 民生委員・児童委員の年齢要件について

Q

雇用の社会情勢を踏まえて、75 歳を超えても元気で民生委員活動を継続したいと考えておられる方がおられ、また、枚方市における民生委員の半数を 70 歳代が占めている中で、年齢要件の例外規定である 75 歳以上の再任を 1 期のみとするのではなく、2 期以上も可能とすべきではないか。

年齢要件に関する国からの通知は平成 22 年に発出されたものであり、当時と雇用等社会情勢が変わっていることや、お元気な高齢者が増えている状況も踏まえ、今後、市としても検討を重ねていきます。

3. 民生委員・児童委員の報酬について

Q

民生委員活動については、負担が大きく奉仕の精神に任せても担ってもらえるものではなくってきている。無報酬というのは、時代に合っていないのではないか。

民生委員法第 10 条において「民生委員には、給与を支給しないもの」と定められており、民生委員は、俸給、給与などを受けない公の職とされています。

そのため、活動に対する報酬を支給できないことから、民生委員活動に係る経費については、民生委員活動費として国からの地方交付税と市からの上乗せ分と合わせて 76,260 円を負担しているところです。

Q

無報酬とする法律を改正すべく、国に要望しているのか。

民生委員・児童委員に対して給与が支払われると、ボランティア活動が仕事となってしまう、より大きな責任を負ってもらわないといけないことも懸念されることなどから、無報酬とする旨を改正すべきであるとの要望は本市では行っていない。

Q

民生委員活動経費から、枚方市民生委員児童委員協議会へ徴収金が徴収されているが、民生委員は各自納得しているのか。この費用は、市が負担するべきではないか。

枚方市民生委員児童委員協議会への徴収金につきましては、令和 3 年度に 25,300 円から 15,800 円、令和 6 年度に 15,800 円から 14,800 円に減額されています。徴収金については、枚方市民生委員児童委員協議会から各民生委員に対して、事業報告及び歳入歳出決算書をもって例年総会でご報告されており、ご納得いただけない場合は、その都度、枚方市民生委員児童委員協議会事務局から徴収金の内容についてご説明されております。

民生委員活動費は、地方交付税により措置されています。地方交付税には「民生委員児童委員協議会に対する活動費」として一定の費用助成がなされているものと考えられていることから、民生委員の活動費から徴収されています。ただし、国からの地方交付税措置のみだけでは、実際の費用と比較した際に不足が生じるため、民生委員の役割の重要性を考慮し、本市では独自に 1 人あたり 16,060 円分を負担していることから、実質的には市が負担していることと同様であると考えております。

Q

民生委員活動費について、負担が大きいにも拘わらず、金額が少なく感じており、市でも負担すべきではないか。

民生委員活動費については、国からの地方交付税措置が取られており、大きく「民生委員・児童委員の個人に対する活動費」と「民生委員児童委員協議会に対する活動費」に分けて算定されています。ただし、前述の通り、実際に交付される地方交付税額と、本市の民生委員活動に係るすべての費用について比較したところ、民生委員児童委員協議会としての活動に係る費用の部分については、地方交付税措置だけでは不足が生じてしまうことから、民生委員の役割の重要性を考慮して、本市では、独自に活動費を上乗せして費用を負担しているところです。

活動費の増額については、国からの活動費の増額措置に伴う引き上げがある度に、随時対応をしていますが、活動費に関する枚方市民生委員児童委員協議会からの増額の要望や相談がありましたら、協議の上、検討していきたいと考えています。

4. 民生委員・児童委員の候補者の選出について

Q

校区においても、自治会加入率の低下やPTAがなくなるなど、地域内で民生委員の候補者を探すことが困難となってきている。候補者を探す方法や支援を市でも検討してほしい。

市としても、自治会加入率の低下やPTAや老人会が無くなるという状況を把握しており、地縁組織の弱体化は災害時などの共助機能の面からも課題であると考えています。そのような中で、どのように候補者を探すのかについては、最も実情をご存じである地域の方々と共に考えていきたいと考えております。

Q

自治会の加入率が下がっている中で、校区コミュニティ協議会が推薦母体となることは難しくなっている。自治会以外にも福祉活動を行うボランティア団体、NPO法人から幅広く推薦を得るなど人材の確保に努めるように国から通知が発出されており、市で公募を行わないのか。

公募による候補者推薦も一つの方法だと考えています。一方で、現在の地域からの推薦者と団体からの推薦者が足並みを揃えて活動を行っていいのか、どのような仕組みで推薦していくのか、などの課題もあると認識しており、課題の整理およびその解消方法について、検討が必要だと考えております。

Q

民生委員が欠員となった地域では、どのような課題が生じるのか。

欠員者が出た場合は、同校区内の民生委員に代行者となっていただいております。代行者となつていただいた民生委員に多大なるご負担をおかけしてしまうこととなります。また、地域住民が民生委員へ相談しようとしても、身近に民生委員がおらず相談しにくくなることも想定されますので、1人でも多くの方を民生委員としてご推薦いただきますことをお願いいたします。

Q

各校区の定数はどのような方法で決定しているのか。

昨年度、民生委員の校区委員長へ定数希望調査を実施し、定数については校区コミュニティ協議会の会長と共有の上、ご回答いただいた定数としております。

5. 校区推薦会の開催について

Q

校区推薦会の開催の段取りは誰がするのか。また、校区推薦会の代表者を担うのは、校区コミュニティ協議会の会長でなければならないのか。

この度の民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦については、校区コミュニティ協議会の会長へ依頼をさせていただいており、校区推薦会開催に向けてのお声かけは、大変お手数をおかけいたしますが、校区コミュニティ協議会の会長にお願いいたします。

なお、校区推薦会の代表者については、校区推薦会での互選となることから、必ずしも校区コミュニティ協議会の会長に担っていただく必要はございません。

6. その他

Q

推薦調書等の様式を紙様式ではなく、データで貰うことはできないか。

推薦調書等の様式について、データをメールに添付して送付させていただきます。お手数ですが、以下の二次元コードからフォーム入力もしくは、健康福祉政策課までお問合せください。

なお、自署での記載が必要な箇所につきましては自署で、また、自署でない場合は押印をお願いいたします。

<問い合わせ先>

枚方市 健康福祉部 健康福祉政策課

TEL:072-841-1369 FAX:072-841-2470

e-mail:kenkousoumu@city.hirakata.osaka.jp



<データ送付希望>
入力フォームはこちら

【用語解説】

※ 枚方市民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員で構成される組織で、相互の連絡協調を図り、地域に根ざした福祉活動を展開し、社会福祉の増進に努めることを目的に活動されています。事務局は枚方市社会福祉協議会地域福祉課です。